

令和 3 年 5 月 31 日

本学の新型コロナウイルス感染症対策について

名古屋女子大学

名古屋女子大学短期大学部

令和 3 年 5 月 12 日（水）から、愛知県に緊急事態宣言が発出されました。本学では、「大学等における新型感染症新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（文部科学省）等に則り、下記の感染症対策を実施しています。

1. 教職員にはマスクの着用を義務付けています。学生にも着用の指導を行っています。
2. 体調の悪い学生、教職員は帰宅させています。
3. 校舎入口のアルコール消毒液・自動噴霧器を設置、教室前の廊下にも手指消毒用にアルコール消毒液を設置しています。また、手洗い励行の掲示もトイレ内に設置しています。
4. 空気の滞留を防ぐため、教室等の換気を行っています。
5. 教卓に消毒用のエタノールと紙ナプキンを設置し、授業終了後に教員が消毒を行っています。
6. 教室の収容人員に対し、履修者が多い授業については、密を避けるため、履修者を半分に分けて、半数ずつ授業を実施しています。
7. 感染源となりやすいトイレ（便座ほか）、ドアノブ、EV スイッチなど、共用部分のアルコール消毒・清掃を 1 日に 2 回（午前、午後）実施しています。
8. 夜間に校舎の一斉清掃（換気・消毒）を実施しています。
9. 空調連動の換気システムの運用設定を、夜間も稼働するよう変更しています。
10. 中庭に休憩用ベンチを増設、密を避けるため、配置を変更しています。
11. 学外者は特別に許可した場合のみ、マスク着用、手指消毒を行った上で入構を許可し、短時間で退出するよう依頼しています。

今後も引き続き感染症対策には万全を期してまいります。もし、学生又は教職員の感染が判明した場合には、衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染状況の状況、感染経路の明否等を確認し、臨時休業の必要性について、衛生主管部局と十分協議の上、実施の有無、規模及び期間を判断いたします。